

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和2年5月29日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、人身損害に対する損害賠償金23,674円を支払うものとすること。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和元年12月9日

(2) 事故発生場所

米子市博労町地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子児童相談所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、米子児童相談所敷地から道路に進入した際、左側から歩道上を進行してきた和解の相手方の子が乗車する自転車に接触し、同人の身体に異常がないか確認するため病院を受診したものである。